

2013年5月8日

地すべりにかかる災害により被災されたお客様へ

この度の融雪等による地すべりの影響により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆様においては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では、今回の地すべりの影響により災害救助法が適用された地域の皆様とのお取引に対して下記のとおり便宜的なお取扱いを実施しておりますのでご案内いたします。

記

(1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人様であることを確認させていただいた上で、お支払をいたします。

※お届け印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談下さい。

(2) 汚れた紙幣の引き換えをいたします。

(3) 定期預金、積立性預金等の満期日前の払戻しが必要な場合も窓口にてご相談下さい。

(4) 災害による障害のために支払期日が経過したり、不渡処分となりました手形につきましては、窓口にご相談下さい。

(5) 国債を紛失した場合は、窓口にてご相談下さい。

(6) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談下さい。

※詳細につきましては、お気軽に、窓口までご相談下さい。

